

## 荒天時の気象警報に伴う対応について

### 1 午前 6 時に、次の A の状況にある場合

A 東村山市に何らかの特別警報が発令されているか、暴風・大雪のいずれかの警報が発令されている。

生徒は自宅で待機すること。

午前 8 時までに A の状況が解除・解消されれば、第 3 時限から授業を行う。

### 2 午前 8 時に、上記 A の状況にある場合

生徒は自宅で待機すること。

午前 10 時 30 分までの間に、A の状況が解除・解消されれば第 5 時限から授業を行う。

### 3 午前 10 時 30 分に、上記 A の状況にある場合。

休校とする。

6 : 0 0	特別警報・警報発令中	自宅待機
⇕	この間に解除されれば 3 限から授業	
8 : 0 0	特別警報・警報発令中	自宅待機
⇕	この間に解除されれば 5 限から授業	
1 0 : 3 0	特別警報・警報発令中	休校

※以下の (1) ~ (3) の場合も自宅で待機すること。

(1) 東村山市で何らかの特別警報または、暴風・大雪の警報が発令されていないが、居住する地域では発令されている場合

(2) 最寄りの公共交通機関が不通となっている場合

(3) 午前 6 時には問題がなかったが登校するまでの間に上記 1 の A の状況になった場合

※学校への電話連絡は極力避けること。

※地震等の災害の場合も、上記 1~3 の扱いを準用する。

以上